

吹田市総合計画審議会・第1部会（基本計画・第2回）

開催日時 平成17年4月13日（水）午後7時00分～午後9時00分

開催場所 吹田市役所 中層棟4階 第3委員会室

議事内容 1 吹田市第3次総合計画基本計画(部門別計画)[案]の検討

(1) 第4章 個性がひかる学びと文化創造のまちづくり

出席者(委員) 浜岡政好 大内祥子 倉沢 恵 神保義博 豊田 稔 藤木祐輔
鮫島 匡 伊東利幸 坂本富佐晴 菱川音三郎 大下達哉(欠席4名)

(事務局) 清野助役

企画部政策推進室

山中部長 岸次長 池田総括参事 宝田参事 稲田主査 岡松係員

(関係室課) 教育委員会学校教育部 指導課 金尾課長 大田課長代理

教育委員会社会教育部 生涯学習課 吉田参事 宮村主幹

中央公民館 宮野主幹

中央図書館 竹村館長代理

博物館 藤原参事

青少年室 本間参事 生田主幹

教育委員会体育振興部 体育振興室 権野室長

市民文化部 文化のまちづくり室 小西参事 木野内参事

(傍聴人) 2名

議事要旨

1 吹田市第3次総合計画基本計画(部門別計画)[案]の検討

(1) 第4章 個性がひかる学びと文化創造のまちづくり

(部会長)

「第4章」「第1節 学ぶ意欲と主体性を育てるまちづくり」の中で、前回質問があった件について担当の方から報告をお願いする。

(関係室課)

「基本方向」の2の「異年齢児学級保育」については、平成16年度(2004年度)から本市が独自で実施した取組である。公立幼稚園全てにおいて4歳児5歳児の異なる年齢の子ども同士での学級編成を行い、クラス単位での子どもたちの幼稚園生活を通し、人と関わる力を育むことをねらいとして実施している取組である。

次に「幼稚園は保育ではなく教育と考えているが、なぜ保育なのか」については、学校教育法案第77条の幼稚園の目的において、「幼稚園は幼児を保育し」という規定がある。これを根拠とし「保育」という記載を行っている。

「小中一環教育とは具体的にどのようなものか。現在の取組内容と今後どの様に考えているか」

についてであるが、本市の小中一環教育については、次のような概念を持っている。「小中学校が極めて緊密で高度な連携を図ることにより一貫性、継続性のある取組を進める教育を行う」という位置づけである。このことにより小中一環教育の取組を全ての小中学校において教育活動の共通の柱として、実践を積み重ね義務教育の一層の充実を目指すものである。具体的な取組状況としては、平成15年度(2003年度)から竹見台中学校ブロックをパイロット校として、研究学校に指定している。千里たけみ小学校と竹見台中学校においては「9年間を見通したカリキュラム編成」「教育の人事交流」、これは兼務発令という形で行っている。「小中学校の教諭相互による授業交換」「児童生徒の合同授業」、これは特に小学校高学年と中学1年生の合同授業として実施している。学校行事の共同開催や地域行事への共同参加など、子どもにとって魅力ある教育活動を行っているところである。またこれらの取組を全市に発信している。今後の見通しとしては、平成17年、今年度より全市的な取組として全ての中学校ブロックにおいて、小中一環教育を目指し取組を開始したいと思っている。

次に「基本方向」の6の「国際性豊かな児童・生徒の育成」であるが、特別なプログラムを実施しているかどうかという点については、「国際理解に関する特別な」という意味でのプログラムはないが、本年度国際理解に関わる取組として数点あるので報告する。「小学校英語授業」、外国人をテストティーチャーとして学校に招き文化理解に関する取組を行う。学校の方では「ドキドキワールド」と呼んでいる。更に「国立民族学博物館を活用した授業」「小学校における総合的な学習の時間に実施する小学校英語活動」など、学校側教育過程に位置づけて実施している。

「帰国児童・生徒や在日外国人児童・生徒の内容」については、帰国児童・生徒とは、外国に長期間滞在していた者で日本に渡日又は帰国した小学生を児童、中学生を生徒と呼んでいる。また在日外国人児童・生徒とは日本に在住する外国籍の小学生を児童、中学生を生徒と呼んでいる。

次に「現在の取組で国際性豊かなものとなるかどうか」については、教育委員会として国際社会が急速に進展する現在の社会において日本の学校に在籍する帰国した、あるいは新たに渡日した児童生徒、あるいは在日外国人の児童生徒への支援を行うことは一人ひとりを大切にしたい取組を具現化することであり、内なる国際化の充実を図る取組と捉えている。また、帰国児童・生徒や在日外国人児童・生徒と共に学び、共に育つことは異なる文化や習慣に触れることにもなり、お互いの違いを認め合う豊かな心の育成、国際感覚豊かな子どもたちの育成につながるものと考えている。

(部会長)

この点に関してよいか。それ以外のことを含めて「第4章」の「第1節 学ぶ意欲と主体性を育てるまちづくり」に関わるところで引き続き議論頂きたいと思う。

(A委員)

説明頂いた「国際性豊かな児童・生徒の育成」に関して、挨拶もできないという事例があるので、ここの部分でまず子どもたち自身に人間としての基本的な生活習慣、挨拶をする、時間を守る、主体的に行動するという面を押さえた上で初めて自分たちの文化と異なる文化に対する理解等が進むのではないか。「(6)国際化・情報化社会に対応した教育の展開」で触れておく必要があるのではないか。

(部会長)

「計画」の1の「(3) 心豊かな児童・生徒の育成」のところの最後「生命尊重や善悪の判断等、人間としての基本的な倫理感や…」とテーマが重なるように思うが、「国際化」のところの盛り込むとすればどのような盛り込み方がよいか。

(関係室課)

今の指摘に関し教育委員会としては、自国の文化伝統の理解や認識を深めるということを重要と捉えており、今回指摘頂いた件に関して、「第4章」の「第1節」の1の(6)に「わが国の文化」と記載している。それと、先ほどあった1の(3)の「基本的な倫理観」についても十分に取り組みたいと思う。

(A 委員)

他の委員の皆様が今の説明で十分であるという判断頂けるのであれば、あえてとはいわない。

(部会長)

「第1節」に関して他に何かあるか。

(A 委員)

「第1節」の4の「(3) 非行防止など環境の整備」において「有害図書の追放運動や青少年健全育成協力店運動」があげられているが、性教育の問題等をここであげることがよいのか、青少年育成の6でとりあげることがよいのか、即断はできないが、性の問題を放置しては本当の意味で青少年の健全な育成ということが行えないのではないかと思う。

(部会長)

この件に関していかがか。

(B 委員)

子どもにとっての「教育」というものは地域であり、学校であり、一番大切なのは家庭教育である。家庭教育に触れることをもう少し今の時代に評価しなければいけない。普通、人間性というものは幼児時代に基本形成するといわれているだけに、家庭のあり方が重要である。家庭教育で当然つけられているべきものが、今の時代は学校に来てからでなければできない。それが問題ではないか。どこかに散らばっていることはわかるが、意識づけのためにも家庭教育という項目を入れることはできないか。

(部会長)

ここでは連携という形でとりあげている。

(C 委員)

家庭教育の重要性はよく理解できる。ただ行政が関わる部分としてハード部分は子育て支援等で側面的に予算をつけリードできるが、ソフト部分の家庭教育の本質、内容に行政として関与で

きるのか疑問である。

(B委員)

中身の問題は各家庭に任せなければいけない。しかし、いろいろな形で行政が家庭教育ということは何らかの形で言い続けていく。言葉によって動かしていく、進行させていく。そのような部分での家庭教育という項目をと思っていた。

(事務局)

基本構想を検討したときに同じ議論があり相当議論を行った。やはり触れるべきだという意見とそこまで踏み込むべきではないという意見、両方にわかれた。結局、地域・学校・家庭が共に連携してやっていこうということ、そして家庭の基盤を支えていこうという記述にならざるを得ないということで基本構想もそこまでしか書けていない。それをうけた基本計画となっているのでその動きの中では、第1節の「動向と課題」の3の最後のところに、「直面する教育課題を踏まえ、家庭とのいっそうの連携…」と触れている。「青少年育成」でも「動向と課題」の6の最初の文章の後半であるが、「家庭の教育機能の低下がうかがえます。地域における…」という触れ方をしながら全体でやって行こうという書き方になっている。

(D委員)

今のところだが、「日常生活で、親との会話やふれあいが少なく、家庭の教育機能の低下がうかがえる」と書いている。会話自体がないのに教育はできない。

(B委員)

そうすれば親の教育が必要である。

(D委員)

子育て支援も大切ではあるが、言葉は悪いが乳幼児の頃から人任せといえないか。支援するなら一緒にいる時間を増やす方向でどういう支援ができるのか考えて頂きたいと思う。どのような方向性でどのような家庭づくりを目指しているのか。言っていることと行っていることが全然違う気がする。家庭内の踏み込めない部分もあるが、そのような部分について親が教えるべきことを学校である程度かわりに教えてもらう必要がある。ある程度の道徳教育、もっと踏み込んだ犯罪教育、これだけはしてはいけないことについて、子どもたちは言わなければわからないのである。そういうことが笑い話ではない時代になってきている気がする。

(事務局)

「家庭教育学級」という取組はある。

(D委員)

家庭教育のそういう募集を行い来てくれる人はよい。来ない家庭が問題なのである。

(部会長)

来ない人を呼びつけるのはどうかと思う。

(D委員)

アメリカだったと思うが、子どもたちが学校に来ない場合は親が処罰されるが日本の場合はそのようなことはない。義務教育は受ける義務というよりも保護者が子どもを学校に通わせる義務だと思うが、そのような点が曖昧である。学校に通わせなくても問われない部分が制度として改正されるべきではないかと思う。家庭教育とは主に躰である。授業をちゃんと受けないことは親の責任である。学校の先生は学問を教えることが大きな要素である。家ですることまで学校や地域に押し付けることは違うのではないかと思う。そのような自覚を保護者に持ってもらえるような方向性が必要ではないかと思う。

(E委員)

教育の機能向上ということは学校や地域からではなく、まず家庭からということで計画の「6 青少年を育てる家庭・地域づくり」の中で位置づけができるのであれば位置づける。実際、項目立てはしているが内容的には具体的な記述がない状況である。C委員の発言にもあったように、あまり特定の行政の価値観を家庭教育に押し付けることはよくない。家庭内で保護者が子どもの教育で困った場合や行き詰まった場合にどのような形で行政としてサポートするかが必要であると思う。保育所や幼稚園の場合はそれぞれの保育士や幼稚園の教員に相談することが可能であり子どもの専門家もある。学年域に達した子どもに対する家庭教育の悩みをどこにもっていくのかについて保護者側が知識や情報をもっていない。そのようなサポートを行う立場から家庭教育に向けた支援を行政として行うということで記載があればよいのではないかと感じている。

(部会長)

そのような形で対応できないか。文章的には後で検討する。

(C委員)

行政は政策を実行するときに理念が出てこない。なぜそのような政策を実行するのかということが全然うたわれていない。家庭教育の一環で本来は家庭ですべきことを行政が一部肩代わりする。本来は家庭で親が頑張ってください、という文言が行政の政策実施にあたり欠けている部分が多い。機能的になりすぎている欠点があると思うので、今後実施計画のときにカバーできるよう考えてほしい。希望である。

(F委員)

今の議論ではいろいろあり、社会の反映で家庭が競争社会の中で受け止め切れないところがあり大変な状況にあるのではと感じている。先ほどE委員の意見のように行政側がサポートする体制をどれだけ充実するかと私も思う。

学校の安全だが、「計画」の2の「(1) 教育施設等の充実」のところで、大阪府内の教室の耐震化レベルは40%ということである。吹田市はそれよりずっと遅れている。一般的な学校教育施設の安全性だけでなく、もっと踏み込み耐震対策等も書いた方がよいのではという意見である。

「計画」の「4 青少年の居場所づくり」では山田駅前に青少年拠点施設をつくる話が具体化し始めている。ここには既存の施設である青少年クリエイティブセンターや少年自然の家や勤労青少年ホーム等が記載されているので、具体的に記載してはどうか。

(事務局)

耐震改修については、「第6章」の「第1節 安全なまちづくり」で触れている。ただ教育のところでも大切だということで、施設とソフト面での安全対策を教育のところに記載している。

青少年の拠点施設に関しては「計画」の4の(1)にある「青少年の幅広い意見や要望を取り入れた拠点施設」は山田にある拠点施設のことであり、もう少し明確に書くほうがよいという指摘を頂いたと思うので工夫をしたいと思う。

(部会長)

「第2節 生涯にわたり楽しく学べるまちづくり」に関して意見はないか。

(C委員)

この章を拝見してうまくまとめているようで結構であるが、ただ言葉の綾であるが、「個性がひかる」という一方で、「体系化」とか「推進体制の充実とか」枠にはめてしまうと個性がひからなくなってしまう。もう少し表現の仕方で柔らかなものがないかと思う。

(事務局)

「推進体制」という言葉はここだけではなく、あらゆるところに出てくるので、全体にどのような表現がよいのかは難しい。

(F委員)

コミュニティセンターが6ブロック構想のうち、今2館があるが、内本町ができてからもうかれこれ7～8年、なかなか用地問題等で3館目が進まないという問題を抱えている。今後のコミュニティセンターの位置づけは前の第2次総合計画と変わらないと思うが、さらに発展させていくとなると、あと15年計画の中で、本当に6ブロック構想を維持するのであれば、例えば小学校の空き教室を使ったコミュニティセンター、既存の市民センターを使ったコミュニティセンターなどそのような発想の転換をしなければ、目標、計画だけ立てても、絵に描いた餅になってしまう。

(事務局)

「第2章 市民自治が育む自立のまちづくり」で「動向と課題」の4、「基本方向」の2、「計画」の「2 コミュニティ施設の充実」の「(1) コミュニティ施設の整理と運営」で考え方を記述している。これまでのコミュニティセンターは、福祉機能と、コミュニティプラザという2つの機能が一緒になった施設として建設されてきた。この施設のあり方について、現在デイサービスセンターがいろいろなところで介護保険の制度の中で整備されてきたということもあるので、機能の見直しをし、コミュニティプラザの部分については、「広域施設」という表し方をしているのだが、この部分について集会施設が少ない所に配置していく。それも単なる貸館ではなくて情

報の拠点、あるいは地域活動をする拠点として機能するよう、あり方を見直して整理すべきであるということで方向を示している。それを受けて福祉の方では、前回資料として渡していた資料 - 9 をみてほしいのだが、地域保健福祉センター部分を見直し、地域の高齢化の傾向をみながら、その部分については整理していくということである。「第3章」の「第4節 地域での暮らしを支えるまちづくり」の「動向と課題」の3と「計画」1の(2)において記述している。

(A委員)

「計画」の1の(2)に「(仮称)生涯学習センター」とあるが、まだ全く計画だけなのか、あるいはある程度場所とか決まっているのか、その辺りを教えてほしい。

(事務局)

生涯学習センターは、阪急吹田駅前のアサヒビールの跡地の駐車場に防災複合センターを建設する中で、構想を練っている。ただ、財政状況の中で、建設費としても100億を超えるであろう施設なので、時期としては未定のところである。

(B委員)

いろいろな施設問題になると、具体的に今後こうやっていこうという方法論を各部署で持っているのでは。具体的な進行状況が気になる。

(事務局)

コミュニティ関連施設については、広域施設ともう少し小さい規模にしても、一定の考えはある。それ以外に拠点施設として整備するような生涯学習センター、それ以外にどのようなものが必要なのかということは、まだまだこれからの段階である。施設がどのように配置されているのか、どのような利用状況であるか集約している段階である。

(B委員)

まだ集約の段階なのか。もうずいぶん前からいろいろと検討しているのではないかな。

(事務局)

以前は建設という方向で考えていたが、やはり財政状況を考えれば既存の施設をいかに使えるかというところで、以前と違う形の検討をせざるを得ない状況になってきている。その中で民間の施設もいかに利用させていただけるのか。民間との話し合いも進めていかなければならないという状況で、なかなか表に明確には出せない状況が現状だとつかんでいる。

(B委員)

この総合計画の発表の段階までに、この問題はまだまだわからないのか。

(事務局)

わかる部分とまだまだ検討してみなければならない部分とが出てくるかと思う。できるだけ早く進めなければいけないものなので、できるものから進めていく。またできるものから公にして

いきたい。

(部会長)

「第3節 スポーツに親しめるまちづくり」に進む。

(C委員)

「計画」の3の(2)の「総合型地域スポーツクラブ」とはどのようなものなのか意味がわからない。

(関係室課)

「総合型地域スポーツクラブ」については、スポーツ振興基本計画の中に記載されている。この制度自体は平成13年から22年であるが、この10年間で全国の市町村で設置するという目標を掲げているところである。具体的に総合型というのは地域住民が主体的に運営するスポーツクラブで、地域の誰もが年齢や興味、関心、技術、技能レベルに応じて参加することができるものである。本市においても、各地区体育振興会等があり、類似している組織があり、地元の方が主体で運営する組織になるかと思われるが、非常に難しい議論もある。

(C委員)

学校開放を体育館とグラウンドでしているが、スポーツの種類が限定されてしまう。総合的な組織というのは、実態がかなり乖離しすぎている印象を受ける。普通、スポーツクラブといえば、営利的なスポーツクラブがいろいろあり、そのようなイメージになってしまう。地域の体育振興会の組織も一般住民の方はほとんどわからない。それに従事している関心のある方はわかっているが、その辺についてもう少し実態を例示的に書くか、注釈をつけるか工夫してほしい。

もう一点は、地域に同じように6ヶ所6ブロックつくっても余り意味はない。例えば、北千里であればバレーボールだけに集中する等、その方が地域性が出てくるのではないか。6ブロックそれぞれ特色があり、それを総合的なスポーツクラブにするという発想も考えられる。

(部会長)

地域に密着したとか、根差した、アメリカやヨーロッパのクラブチームのようなイメージを地域的に作りたいということである。なかなか日本ではイメージできにくい。

(関係室課)

全国的にはポツポツとできてきている。吹田市では体育関係の団体に説明している段階である。

(G委員)

スポーツの地域との関わりであるが、例えば野球クラブ等、団体の方の活動は可能であるが、公園でキャッチボールをするときにはいつも許可されない。個人でスポーツの輪づくりにについては、「計画」の4で「すべての人が、「いつでも、どこでも、いつまでも」気軽にスポーツに親しめるよう」とうたっているわけであるが、空工場とか空き地を利用してのそのようなものを行政が取り組めるような企画を盛り込めないものか。

(D委員)

「動向と課題」の2に「一市民・一スポーツ」を合言葉に」と書いているが、これを合言葉に、みんなでスポーツしようという方向になるのか。一スポーツしなさいと高圧的な受け止め方をされないか。

(H委員)

これはいつ頃から言われているのか。

(関係室課)

前回の総合計画からである。

(H委員)

実際に子どもや大人をみても、スポーツが好きな人もいれば、スポーツ以外のものを好きな人もいる。「一市民・一スポーツ」というのはどうかと思う。趣味の世界である。

先ほどの意見の中で、運動場を遊び場という話があったが、土曜日の運動場開放は全てで行っている。ところが、子どもも大人も本当にこない。プログラムなしの広場遊びみたいな感じで、運動場を開放しても本当にこない。そのような現状である中で、どのようにしていくのかということから、発想していかないといけない。広場があれば自由に遊べることはとても素敵なことだと思うが、現状は、その言葉が浮いてしまうのが実態である。

(C委員)

H委員と全く同じ観点である。例えば、運動場で土曜日の学校開放の中で、駒遊びでは、子どもより大人が喜んでいる。来た子どもも熱心にする子もいる。そのようなグループがあり、ピー玉遊びなど、いろいろ教えていることはよい。クラブみたいなものができるとなおよい。しかし、それにより今度場所を占有してしまう。他にフリーで「僕一人でサッカーボールを蹴って遊ぶ」という子がいるとすると、その子が邪魔になってしまう。プログラムをつくり、カリキュラム組んで、一生懸命指導者が頑張ると普及すると、今度は、フリーで遊びたい子どもの遊び場がなくなってしまう。この矛盾を抱えて、頭を痛めている実態である。本当に難しい。

「一市民・一スポーツ」というのは言わない方がよいのではないか。

(部会長)

検討することにする。

(I委員)

「スポーツ」と「体力づくり」は文科省の言葉である。「運動」と「健康づくり」は厚生労働省の言葉である。二種類の省に渡っているので言葉の整理をしないとイケない。運動を通じてというのは、健康寿命を延ばすかもしれない。スポーツを通じてという文字を使うと少しおかしくなる。例えば、保健センターでも、運動をしようと思うが、スポーツしようとは書かないのではないか。健康診断を受けて、スポーツをしようとは言わない。運動しようという。言葉をどちらか

に統一した方がよい。そうしなければ「第3章」と「第4章」が一緒になってしまう。例えば、「計画」の1で「体育・スポーツ施設」ということを書いているが、しばらくすると「生涯スポーツ」と書いている。後ろにくると、「健康づくり」になっている。話が途中ですり替わっている。ここで、健康づくりを抜くとそれでよい。「高齢者・障害者スポーツ」とあるが、高齢者は殆ど障害を持っている。ここでいう高齢者と障害者とは年齢的に差があるのか。介護保険を受けている人は高齢者であるが、障害者である。この辺りの言葉のやりとりが難しい気がする。工夫をしてほしい。

(部会長)

検討することにする。

「第4節 多彩な文化が交流するまちづくり」について、何かないか。

(C 委員)

「博物館の充実」については、これからは視聴覚に訴えるマルチ映像というか、映像化の施設の充実が望まれると思う。

交通アクセスが悪いから行かないという声をよく聞く。バスなど将来計画はあるが、実施にはなかなか踏み切れない。総合計画で入れられたらと思う。

(A 委員)

「シニア環境大学」で「あなたが市長になった場合、どのような博物館にしたいか」というテーマがあった。いろいろ研究した方が「あなたが審議会に参加するのであれば、是非このことを委員の方に話をし、その中でなんとか計画の中に入れてもらえるように努力してほしい」という強い要望を受けた。「第4節」の「計画」の3の「(3) 博物館の充実」の中で、「知的情報の提供できる施設…」とあるが、特にここでは、単なる「知的情報の提供できる施設」ではなく、「まちづくりの拠点の一つにふさわしい施設」というような形で入れてもらえたらという強い要望があった。「エコミュージアム」というのだが、そのようなものとして博物館を活用するように、今後、そのような計画を練ってほしいということだった。

先ほどあったように、アクセスがないと思う。アクセスの問題を取り上げ、市民が気軽に訪れる博物館にしてほしいと思う。

(J 委員)

吹田歴史文化まちづくりセンターは行ったことがあるが、あまり熱心に利用したことがない。今の利用状況はどのようになっているのか。西尾邸はまだまだなのか。

(関係室課)

西尾邸は現時点では、今年の10月に一般公開予定である。

(関係室課)

吹田歴史文化まちづくりセンター、通称「浜屋敷」については、平成15年6月に既にオープンしている。

(J 委員)

利用状況はどうか。

(事務局)

資料がないので、次回に提出させてもらう。

(J 委員)

わかった。

(B 委員)

今の文化財を活かした施設づくりは、吹田にとってはユニークだと思う。これを使いこなすのはやはり住民でないといけない。まだ気軽に行けるところにまでなっていない。博物館は特にアクセスの問題がある。折角もっている我々の財産をもう少しうまく使っていないといけない。地域の皆さんに知ってもらう方向をとらないといけない。博物館など一般市民はなかなか行きにくい。学校とタイアップして活かしていく体勢をとるべきだと思う。歴史文化まちづくりセンターは、折角イベントをしているのに、ほとんどは知らないように思う。それを大々的に、やはり公が何かで知らせる方法を考えてほしい。吹田ケーブルテレビジョン等、もう少し宣伝をしてもらえればと思う。市報や何かに掲載しているのも、なかなかみんな読んでいない。やはり、写真や雰囲気がある家屋のイラストが入るなど、方法があるのではないか。

(部会長)

ホームページ等では、宣伝はしていないのか。

(関係室課)

ホームページや吹田ケーブルテレビ、市報で啓発はしている。

(B 委員)

ただ、一般には余り知られていないので、何か知ってもらう方法、学校の子もたちもこんなことを知っているというような口コミができるような方法をとってほしいと思う。

(H 委員)

博物館は、小学3年生が地域を調べるということで、昔遊びのコーナーもあり、吹田の人間が生まれた時代からの歴史の要素もあるので、3年生と連携しているという現状がある。全ての学校がしているかどうかはわからない。

浜屋敷の方は、先日参加してきたが、雀々さんの落語会というのがあった。行くと素敵なところだとわかる。その時に一緒にチラシを入れていたが、ジャズコンサートをする等書いていた。実際に行かなければ、浜屋敷の良さがわからない。コンサートや落語をすることによって、足を運ばず努力はされているのではないかと思う。

(C委員)

博物館であるが、殆どの学校の小学校が行っていると聞いている。但し、リピーターにはならない。企画が大人向けで、かなり専門的な知識がある方の趣味に合わせている。中高年の方が増えて、その趣味の方が増えて、その層の人はかなりいる。しかし、若年層やファミリー層がいない。もう一点の欠点は、目玉が少ない。今度の地球博でも、マンモスの所はたくさん行っている。あのような客寄せパンダ的なものに欠ける。その点も工夫するとよいと思う。

(A委員)

手元の資料によると、平成4年に開館された当初は、1万6千人位入館者がいた。ここ数年は1万人を切る状態となり9千人台である。そのうち、3分の1が小、中学生である。ただ、平成10年からは博物館で、いろいろな講座が開かれているようであり、当初は5百人未満位の参加者が、平成10年以降は1千人を超えている。平成15年には受講者が3千人ということで、入館者も増加している。1日平均で20名弱位である。C委員の発言にあったように目玉になる講座等があれば足を運んでもらえるのではないか。

(関係室課)

入館者は当初で1万5千人位だったが、その後1年ずつ減って、1万人を下る時期があった。しかし、講座の充実で1万2千人～1万3千人を超えた。昨年度は80数講座を1年間に行った。学校連携の問題については、学校教科授業に対応した展示は、増やしてきている。インターネットの情報を発した時に、どの位入館者が増えているのかデータをとったが、ほとんどのびていない。その原因をアンケートで調べたところ、講座受講者の平均年齢が66.5才であり、この年代はインターネットをみていない。インターネットをみた人が2%程度である。その辺のツールを把握していかないといけない。

(J委員)

メイシアターができていない時は片山の市民会館で全ての文化団体が文化祭などをしたが、当初は家族揃って食事をしながら楽しんでいろいろみていた。ところが、メイシアターは食べるものをもって入れない状況である。そのような場所がないために、出演者が前の席を利用して、観客席を増やしているような状況がある。出演者が全部帰ってしまったら、一般市民の方が少ないような状況である。できるだけ、家族で楽しめるような方向にもっていった方がよいのではないかと思っている。一般市民の方にもみてもらえる方向にもっていきたい。その辺りを文化団体が頑張っていこうという気運が高まっている状態であるが、まだまだ無力で、そこまで進んでいない状況である。

(B委員)

文化問題は、全国的には活発である。吹田だけでなく、大阪全体が文化に燃えているかということ、燃えてない。一時に比べると、沈滞しているのではないかと心配なことである。我々が今やっていることは、10年先、15年先を具体的に考えて提案しなければならない。それには、文化を押し出していく必要があるだろう。新しい生き方を打ち出していくには、文化というものがいる。それにはどのようにすればよいのかは、考えてほしい問題だと思う。これは、行政だけではでき

ない。それこそ市民一人一人が興味をもつ、それはスポーツや文化等いろいろあると思う。そんな生き方ができる地域にしないといけない。文化度としては高いだろうと思うが、マンネリ化している。もう少し、鮮度のよいものを今つくらなければいけないのではないか。それを、どうここに吹き込めばいいのかというのは、研究が必要である。

(部会長)

「第5節 国際感覚豊かなまちづくり」へ進む。

(C 委員)

「計画」の3の「(2) 外国籍市民の市政への参画」は、よく踏み込まれたと感じている。ただ、ここまで踏み込むと、参政権の問題に触れないわけにはいかないと思う。それなくして、外国籍市民の市政の参画ということはあり得ないと思う。ただ、参政権は是非があるので、踏み込むのは非常に困難で難しい問題である。織り込むか、この辺を他の表現にかえるか。最重要テーマを外して見出しだけというのは物足りない。

(部会長)

参画の内容は、具体化しているのか。

(関係室課)

参政権までは踏み込んだ内容ではない。例えば、市民に参加してもらっている審議会に外国籍市民の方にも参加してもらおうということが考えられる。参政権の問題は将来的には検討が必要である。

(H 委員)

私も参政権というのは、キーワードになると思う。ただ、参政権の制度を審議会で決める権能があるのか。参政権は別のテーブルで、議論が必要ではないか。そのような意味で参画というボワツとした表現になっているのかと読み取った。

(C 委員)

審議会の参画について具体的に一つあげて表現した方がさっぱりしてよいのかなと思う。これだけみると、外国人の方がそのような期待を膨らませて、失望するような気がしたので、あえて発言した。

(I 委員)

「国際感覚豊かなまちづくり」となっているが、外国籍市民と交流する場をつくるという言葉がない。吹田の場合は、国際交流協会という協会はあるが、人と人が触れ合うようなコミュニティプラザ的なものがない。わずかにしているものは、公民館を使い移動式のエスニック料理を教えるという程度である。固定的な場所がない。固定的な場所があり、自由に出入りができ、そこにはコーディネーターがいて、外国文化を説明する人がいるという場所をつくらないことには、国際感覚は生まれにくい。これだけであるとイベントをするというだけである。イベントだけで国

際交流はできるはずがない。

(部会長)

何か、交流センター、拠点的な何かというのは、アイデアというか、将来的な構想はあるのか。

(事務局)

南千里の地区センター再整備の中で、その辺の部分を含めて、どのような形にするのかの検討中である。

(部会長)

表現は盛り込めそうか。

(事務局)

盛り込む方向で文章を考えたいと思う。

(D 委員)

外国語しか話せない方に対応できる職員を増やすことは、考えているのか。

(事務局)

学校現場、医療現場において、外国語を話せる方をボランティア等で配備できないのか、また、要請はできないのかという事業は考えている。

(D 委員)

職員ではどうか。

(事務局)

外国語を取得するために、職員が研修するセンターがあり、派遣している。

(D 委員)

手間暇かけるより、そのような人を採用した方が手っ取り早い。検討してほしい。

(G 委員)

「第5節」の「計画」の「1 国際感覚の醸成」で「各種セミナーやイベントを実施します。」とあるが、吹田市でイベント的なことをしたことはあるのか。

(関係室課)

現在は5月に開かれる産業フェアの中で、国際交流プラザというものを催している。秋には健康づくりマラソンと会場を同じにして、国際交流フェスティバルというものを開催している。

(部会長)

「第4章」については、このくらいにする。次回は「第3章」を議論する。これにて終了する。

以 上